

関係者各位

2024年9月8日

## 該非判定書

株式会社アートレイ  
代表取締役 小森 活美



東京都杉並区高円寺北1-17-5  
上野ビル4F  
TEL: 03-3389-5488

下記製品について、輸出貿易管理令別表第1の第1項から第15項における判定結果をご連絡いたします。

### 記

貨物名	遠赤外線USB2.0カメラ
型番	ARTCAM-384P2-THERMO-8.3Hz
輸出貿易管理令別表第1判定項番	10の項(2) 貨物等省令9条第三号ホ 非該当 判定根拠: 運用通達に該当しないと定められている通り、他の貨物と分離しがたいと判断されるため。 10の項(4) 貨物等省令第9条八号 非該当 判定根拠: 最大フレーム速度が8.3Hzのため
判定資料	項目別対比表 添付

- 本判定書は、最新(令和6年9月8日施行)の改正政省令に基づいて発行されております。
- 輸出貿易管理令別表第2は対象外です。

以上